
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.307 2022/2/14

1 「食品安全総合情報システム」公表

2月10日、食品安全委員会が公表した標記システムに次の記事が掲載されている。

https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from_year=2022&from_month=1&from_day=15&to=struct&to_year=2022&to_month=1&to_day=28&max=100

欧州連合(EU)は1月18日、食品添加物二酸化チタン(E171)に関する欧州議会及び理事会規則(EC)No 1333/2008附属書II及びIIIの改正を官報で公表した。

二酸化チタン(E171)(注:以下E171を省略)は、規則(EC)No1333/2008附属書IIの規定に従った特定の食品における着色料として認可された物質である。

2021年5月、欧州食品安全機関(EFSA)は食品添加物としての二酸化チタンの安全性評価に関する科学的意見書(※訳注2)を公表した。EFSAは、利用可能な全てのエビデンスに基づき遺伝毒性の懸念が排除できないと述べ、多くの不確実性があるため、食品添加物として使用される場合、二酸化チタンはもはや安全とはみなされないと結論付けた。

食品への二酸化チタンの使用の認可を取り消すことが適切である。したがって、二酸化チタンは食品に使用してはならない。

しかしながら、EFSAは食品添加物として使用される二酸化チタンに関連する緊急の健康懸念を特定しなかったことを考慮し、円滑な移行が可能になるように、本規則の施行日前の準拠規則に従って使用された二酸化チタンを含有する食品は、施行日から6か月後まで市場投入できることが適切である。これらの食品は、その後最短の賞味期限又は消費期限まで継続して市場に流通させることができる

<https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu05760080305>